

折込広告の取り扱いについてお願い

日本新聞協会加盟新聞社折込広告基準

つぎのような折込広告は「新聞折り込み広告基準」「新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」等により取り扱いできませんので、ご注意ください。

- (1) 広告主の所在地、事業所名、電話番号、または責任者名の記載がなく、広告の内容がはっきりしないもの。
- (2) 虚偽・誇大な表現により読者に誤認や不利益を与えるもの。
- (3) せん情的な文言や写真、凶案等を使用したもので、青少年に有害とみられるもの。
- (4) 抽せん券、懸賞応募券を刷り込んだもの。(但し、広告規制に適合するものは除く)
- (5) 政治問題に関するもの。(但し、公職選挙法で認められたものは除く)
- (6) 新聞記事を許可なく転載したもの。その他、知的財産権を侵害するもの。
- (7) 新聞本紙と見間違うもの。
- (8) 係争中のものまたは極端な主義主張を述べたもの。
- (9) 諸法規・規則に抵触するもの。
- (10) 新聞販売所の営業活動に支障をきたし、不利益になると判断されるもの。
- (11) その他、新聞折込広告にふさわしくないもの。

※上記に限らず、判断が難しいものは、新聞発行本社、関係諸機関の指導・協議によって決めさせていただきます。

平成27年6月

お得意様 各位

鹿児島市南栄3丁目6番地8
(株)オリコミ南日本新聞サービス
TEL 099-267-4415

抽選券・懸賞応募券付広告の折込について(ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこれまで、ご依頼をいただく折込広告チラシの中で、「抽選券」「懸賞応募券」が刷り込まれた広告は新聞との取引に付随した景品類となり、新聞業における公正取引上問題になる為、お取り扱いを辞退してまいりました。

今後は、新聞2紙以上の複数紙への折込みや新聞以外の多種多様による告知、また「インターネット」「官製はがき」等による応募方法がある等の条件を満たせば、折込みが可能になります。

なお、広告内容については今までと同様に審査いたしますので、事前に送付していただきますようようお願いいたします。

何卒、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具